



金沢市公報

号外第19号

平成17年(2005年)6月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
● 条 例		○金沢市観光会館条例等の一部を改正する条例	
○金沢健康プラザ大手町条例 (保健衛生課)	1	(行政経営課)	5
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員 の処遇等に関する条例の一部を改正する条 例 (職員課)	3	○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例 (消防総務課)	13
○職員の給与に関する条例及び企業職員の給与 の種類及び基準を定める条例の一部を改正す る条例 ()	4	○金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課)	15
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	4	○金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関 する条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	22
		○金沢市特定ガス供給条例を廃止する条例 (企業総務課)	23

条 例

金沢健康プラザ大手町条例をここに公布する。

平成17年6月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第47号

金沢健康プラザ大手町条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、すべての市民が健康で生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、保健、医療及び福祉の連携による市民の主体的な健康づくりを推進するため、健康プラザを設置する。

(名称及び位置)

第2条 健康プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金沢健康プラザ大手町
- (2) 位置 金沢市大手町3番21号

(事業)

第3条 金沢健康プラザ大手町(以下「健康プラザ」という。)は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康相談及び健康づくりに関する講座等の開催に関すること。
- (2) 健康づくりに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 健康づくりに携わる人材の育成及び資質の向上に関すること。
- (4) 高齢者の介護予防等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 健康プラザに、必要な職員を置く。

(開館時間)

第5条 健康プラザの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 健康プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の承認)

第7条 健康プラザの研修室及び健康スタジオ(以下「研修室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定により使用の承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(損害の賠償)

第10条 健康プラザを利用する者は、健康プラザの建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 健康プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める事業の実施に関すること。
- (2) 研修室等の使用の承認に関すること。

(3) 健康プラザの施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他健康プラザの管理上市長が必要があると認める業務
(指定管理者の指定)

第13条 指定管理者は、健康づくりに関する専門的な知識を有するとともに、保健、医療及び福祉の関係団体と連携を図りながら、前条に定める業務の実施を通じて健康プラザの設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。

3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、健康プラザの設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第14条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、健康プラザの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 健康プラザの管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第48号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3年」を「5年」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、派遣の期間が5年を経過する際に、後任者への事務引継、派遣職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き5年を超えて派遣の期間を更新する必要

がある場合であって、当該更新によっても派遣の期間が引き続き5年3月を超えないこととなるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第49号

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号及び第2項第4号を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1号中「利用し、かつ、」を「利用して」に改め、同条第2号中「用具」の次に「(以下「自動車等」という。)」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第50号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第111号の項中「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表第113号の項及び第114号の項中「第31条の2第2項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第14号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市観光会館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第51号

金沢市観光会館条例等の一部を改正する条例

(金沢市観光会館条例の一部改正)

第1条 金沢市観光会館条例(昭和37年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(休館日)

第3条 会館(屋外広場を除く。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 第1水曜日及び第3水曜日(これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、これらの日の直後の休日以外の日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第17条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第17条 会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第18条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「市長が」の次に「別に」を加え、同条を第22条とし、第17条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 会館の使用の承認に関すること。

(2) 会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他会館の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第19条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、会館の設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第20条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、会館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

別表第1項の表中

<p>日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日</p>

を

<p>日曜日、土曜日及び休日</p>

に

改める。

（金沢市文化ホール条例の一部改正）

第2条 金沢市文化ホール条例（昭和57年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（休館日）

第4条 文化ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、これらの日の直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第18条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第18条 文化ホールの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第19条を第23条とし、第18条の次に次の4条を加える。

（指定管理者の業務の範囲）

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 文化ホールの使用の承認に関すること。
- (2) 文化ホールの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他文化ホールの管理上市長が必要であると認める業務

（指定管理者の指定）

第20条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、文化ホールの設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

（指定管理者の指定等の告示）

第21条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

（守秘義務）

第22条 指定管理者の役員及び職員は、文化ホールの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

別表その1第1項の表中

「
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
」

を

「
日曜日、土曜日及び休日
」

に改める。

（金沢市アートホール条例の一部改正）

第3条 金沢市アートホール条例（平成5年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（休館日）

第4条 アートホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、これらの日の直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第18条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第18条 アートホールの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第19条を第23条とし、第18条の次に次の4条を加える。

（指定管理者の業務の範囲）

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) アートホールの使用の承認に関すること。
- (2) アートホールの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他アートホールの管理上市長が必要があると認める業務

（指定管理者の指定）

第20条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、アートホールの設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

（指定管理者の指定等の告示）

第21条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速

やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、アートホールの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

別表その1第1項の表中

「 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 」
--

を

「 日曜日、土曜日及び休日 」

に改める。

(金沢市障害者高齢者体育館条例の一部改正)

第4条 金沢市障害者高齢者体育館条例（昭和57年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(開館時間)

第6条 体育館の開館時間は、午前10時から午後9時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第6条の2 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 水曜日（休日に当たる日を除く。）
- (2) 休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第9条及び第10条中「館長」を「市長」に改める。

第13条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第13条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第14条を第18条とし、第13条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に定める事業の実施に関すること。
- (2) 体育館を使用できる者の登録に関すること。

- (3) 体育館の使用の承認に関すること。
- (4) 体育館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他体育館の管理上市長が必要があると認める業務
(指定管理者の指定)

第15条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、体育館の設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第16条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、体育館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市額谷ふれあい体育館条例の一部改正)

第5条 金沢市額谷ふれあい体育館条例(平成6年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第13条 体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第14条を第18条とし、第13条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 体育館の使用の承認に関すること。
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他体育館の管理上市長が必要があると認める業務
(指定管理者の指定)

第15条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、体育館の設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第16条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、体育館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市スポーツ広場条例の一部改正)

第6条 金沢市スポーツ広場条例(平成11年条例第68号)の一部を次のように改正する。
第13条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第13条 スポーツ広場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第14条を第18条とし、第13条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1項各号に掲げる施設の使用の承認に関すること。
- (2) スポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他スポーツ広場の管理上教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第15条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要があると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、スポーツ広場の設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第16条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、スポーツ広場の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市老人福祉センター条例の一部改正)

第7条 金沢市老人福祉センター条例(昭和44年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(目的、設置等)」を付する。

第2条に見出しとして「(事業)」を付する。

第3条に見出しとして「(職員)」を付し、同条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第3条の2 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 別表第1に定める日(敬老の日に当たる日を除く。)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(敬老の日を除く。以下「祝日」という。)並びにその前日及び翌日が祝日である日

(3) 第1号に掲げる日の翌日(同号に掲げる日が祝日に当たる日である場合に限る。)

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第4条に見出しとして「(使用の対象者)」を付する。

第5条に見出しとして「(使用の承認等)」を付し、同条中「館長」を「市長」に改める。

第6条に見出しとして「(使用の承認等の取消し等)」を付し、同条中「館長」を「市長」に改める。

第7条に見出しとして「(損害の賠償)」を付する。

第8条に見出しとして「(使用料)」を付し、同条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

第9条に見出しとして「(使用料の還付)」を付する。

第10条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第10条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第11条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「市長が」の次に「別に」を加え、同条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に定める事業の実施に関すること。
- (2) センターを使用できる者の登録に関すること。
- (3) センターの使用の承認及び許可に関すること。
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他センターの管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、センターの設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第13条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第14条 指定管理者の役員及び職員は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1(第3条の3関係)

センター名	休 館 日
金沢市老人福祉センター鶴寿園	第1日曜日の翌日、第2日曜日、第3日曜日の翌日、第4日曜日及び第5日曜日
金沢市老人福祉センター万寿苑 金沢市老人福祉センター松寿荘	第1日曜日、第2日曜日の翌日、第3日曜日、第4日曜日の翌日及び第5日曜日

(金沢市駅前広場条例の一部改正)

第8条 金沢市駅前広場条例(昭和40年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第15条を削る。

第16条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「市長が」の次に「別に」を加え、同条を第15条とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の金沢市観光会館条例第17条の規定に基づき金沢市観光会館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号。以下「平成15年改正法」という。)の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に平成15年改正法による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「改正後の自治法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の金沢市文化ホール条例第18条の規定に基づき金沢市文化ホールの管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の金沢市アートホール条例第18条の規定に基づき金沢市アートホールの管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の金沢市障害者高齢者体育館条例第13条の規定に基づき金沢市障害者高齢者体育館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の金沢市額谷ふれあい体育館条例第13条の規定に基づき金沢市額谷ふれあい体育館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る